

部 活 動 規 定

1 目 的

- (1) 生徒の共通の興味や関心を追求し自発的・自治的活動を通して、個性や特性の伸張を図ることを目的とする。
- (2) 望ましい人間関係を基盤とした集団活動を通して、自己を生かす能力や社会性の育成を図ることを目的とする。

2 入部・退部・転部

- (1) 各部活動は、共通の興味・関心を持つ生徒集団によって組織される。
- (2) 部の入部は、所定の用紙に必要事項を記入し、保護者・担任の確認印をもらい、第1回部活動集会の場で顧問に提出する（2・3年生についても必ず入部届けを提出する）。
- (3) 新入生は、入学後部活動紹介の日より約2週間を見学・体験期間とし、第1回部活動集会の時に入部届けを提出し、正式部員となる。
なお、見学・体験期間の新入生の練習終了時間は午後5時とし、いかなる場面でも拘束してはならない。また、土日の活動は保護者や本人の了承を得て、特別な場合のみ可。
- (4) 部の変更については、保護者・顧問・担任の承認を得なければならない。と同時に「退部・転部届け」を担任へ提出する。

3 部活動の種類

- (1) 第七中学校には、次の部活動を設置する。
 - ・体育系
軟式野球、サッカー、陸上競技、卓球、剣道、柔道、水泳
ソフトテニス（男・女）、バレーボール（男・女）、バスケットボール（男・女）
 - ・文化系
吹奏楽、美術、自然科学

4 部の新設・廃止

- (1) 部の新設については、以下の項目、すべてを満たす場合に行われる。
 - ・体育系の部については、中学校体育連盟承認の部活動とする。
 - ・目的達成のための同好者により、大会参加のためのエントリー数が確保されていること。
 - ・部活動主任・生徒会本部に部活動新設の申し入れをする。
 - ・職員会議での承認を得る。
以上の項目が満たされたのち、1～2年の活動状況（継続成立確認）により部として昇格することができる。（昇格までの期間は、愛好会とみなす。）
- (2) 部の廃部・休部については、以下の項目に該当した場合に行われる。
 - ・部員のエントリー数以下等により、運営困難の場合。（翌年の部員は募集する。しかし新入部員でエントリー数が確保できない場合）
 - ・活動をしていない場合。
- (3) 部活動の廃部・休部は、職員会議で決定する。

5 組 織

- (1) 各部には、部長・副部長・その他の役員を置く。（その他の役員については、各部と顧問に一任する。）
- (2) 部の役員の任務は、次の通りとする。
 - ・部長は、部活動の中心として練習や研究、部会の計画を顧問の承認を得て実施する。
 - ・長期休業中は、練習開始・終了・事故の有無報告を日直の先生に報告し、部室等の施錠を確認する。また、部活動部長会議に出席する。
 - ・副部長は、部長を補佐し、部長不在の場合は、その代理を務める。

6 会 計

- (1) 各部の予算は、年度のはじめに予算折衝会議で審議され、生徒総会での了承を得る。
また、次期の生徒総会で会計報告を行う。
- (2) 各部の予算は、生徒会費・他でまかなう。
- (3) 各部の予算執行は、顧問との相談で行う。
- (4) 各部の用具等は、学校備品に準じて管理する。

7 活動日・活動内容

- (1) 活動日は、火曜日から金曜日までとする。ただし、土曜日・日曜日・祭日については、顧問の指導下で活動することができる。また、対外試合については必ず顧問の指導下で行う。
- (2) 部活動の停止は、以下に定める。
 - ・ 中間テスト当日、期末テスト最終日の活動は原則として行わない。
 - ・ 一学期は、中間・期末テストの2日前（1年生は6日間前）から。
 - ・ 二、三学期は、中間テストの2日前、期末テストの6日前から。
ただし、公式大会等の出場の場合には、考慮することもある。
 - ・ 卒業式の前日、当日。
 - ・ 校長が停止を必要と認めた日。
- (3) 活動時間は、以下に定める。（平日2時間程度、休日3時間程度）
 - ・ 部活動終了の時刻は、16：45まで。延長する場合は以下の通りとする。

3月～4月	5月～8月	9月～10月	11月～2月
18：00	18：30	18：00	17：30

* 特別校時等の終了時間は別紙参照

- ・ 練習は、必ず顧問の指導下で行う。顧問が必ず下校を確認する。
 - ・ 練習終了後、15分以内で下校する。（※守れない部活は一定期間延長を停止とする。）
 - ・ 朝練習原則として行わない。ただし、日没や気象条件等の理由により、放課後の活動が十分に確保できない場合は、顧問の指導下で7：30～8：00までおこなってよいものとする。
 - ・ 朝練習を行った場合の活動時間は、放課後の活動時間に含まれる。
- (4) 長期休業中の活動については、別に定める。

8 部室使用の心得

- (1) 部室は、決められた時間内に使用する。使用後は、整理・整頓・施錠をする。
- (2) 部室には、必要なもの以外は置かない。また、貴重品・私物は一切置かない。
- (3) 部室での飲食は、絶対にしない。

9 対外試合等で自転車使用の場合

- (1) 対外試合等で自転車を使用する場合は、必ずヘルメットを着用する。
- (2) 交通ルールを守る。特に並列走行をしない。

10 部活動の停止

- (1) 次の場合、部活動を停止する。停止期間は、顧問・部活動主任・職員会議で決定し、期間中に対応を検討する。
 - ・ 活動日、部活動内容、部室使用の心得、自転車使用の項目に違反した場合。
 - ・ その他、部活動の目的を著しく、反したとみなされた場合。